

## ○津山圏域資源循環施設組合職員の分限及び懲戒に関する条例

平成21年4月1日

### 津山圏域資源循環施設組合条例第4号

#### (目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第3項及び第4項並びに第29条第4項の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合（以下「組合」という。）の職員の分限及び懲戒について定めることを目的とする。

#### (分限)

第2条 組合の職員の分限に関する事項については、津山市職員の分限に関する条例（昭和27年津山市条例第18号）を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、津山圏域資源循環施設組合同規約（平成21年岡山県指令市第1号。以下「規約」という。）第2条の市町から組合に派遣された職員には、当該職員の派遣をした市町の定める分限に関する条例を適用する。

#### (懲戒)

第3条 組合の職員の懲戒に関する事項については、津山市職員の懲戒に関する条例（昭和27年津山市条例第19号）を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、規約第2条の市町から組合に派遣された職員には、当該職員の派遣をした市町の定める懲戒に関する条例を適用する。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 付 則（平成27年2月20日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。